

【施設整備】補助率単価等一覧

事業名	基準額	対象経費	県補助率	補助金 下限額	平米単価		
					種目	構造	単価(円)
休日夜間急患センター施設整備事業	次に掲げる基準面積に交付要綱別表に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 (1)人口10万人以上の場合 150㎡ (ただし、特別に必要がある場合は 300㎡を限度とする) (2)人口5万以上10万未満の場合 100㎡ (ただし、特別に必要がある場合は 200㎡を限度とする)	休日夜間急患センターとして必要な次の各部門の新築、増改築に要する工事費又は工事請負費 診察室、処置室、薬剤室、エックス線室、検査室、事務室、待合室、仮眠室、病室、便所、玄関、廊下、暖冷房、附属設備 等	10分の6.6	—	—	鉄筋コンクリート ブロック 木造	484,000 214,000 355,000
	次に掲げる基準面積に交付要綱別表に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 150㎡ (ただし、特別に必要がある場合は 300㎡を限度とする) また、心臓病専用病室(CCU)を整備する場合は、1床当たり(2床を限度とする)15㎡を加算し、脳卒中専用病室(SCU)を整備する場合は、1床当たり(2床を限度とする)15㎡を加算する。	病院群輪番制病院又は共同利用型病院として必要な次の各部門の新築、増改築に要する工事費又は工事請負費 診察室、処置室、手術室、薬剤室、エックス線室、検査室、待合室、仮眠室、病室(救急専用病室・心臓病専用病室(CCU)・脳卒中専用病室(SCU))、便所、玄関、廊下、暖冷房、附属設備 等	10分の6.6	—	—	鉄筋コンクリート	484,000
	心臓病専用病室(CCU)を整備する場合、次に掲げる基準面積に交付要綱別表に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 15㎡×心臓病専用病床数 (ただし、2床を限度とする)	心臓病専用病室(CCU)として必要な次の部門の新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費 病棟(心臓病専用病室、廊下、便所、暖冷房、附属設備 等)					
	脳卒中専用病室(SCU)を整備する場合、次に掲げる基準面積に交付要綱別表に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 15㎡×脳卒中専用病床数 (ただし、2床を限度とする)	脳卒中専用病室(SCU)として必要な次の部門の新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費 病棟(脳卒中専用病室、廊下、便所、暖冷房、附属設備 等)					
救命救急センター施設整備事業	次に掲げる基準面積に交付要綱別表に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 2,300㎡ (ただし30床未満の場合は、1床当たり30㎡を減じるものとし、脳卒中専用病室(SCU)を整備する場合は、1床当たり(4床を限度とする)15㎡を加算し、小児救急専門病床(小児専門集中治療室)を整備する場合は、1床当たり(6床を限度とする。)15㎡を加算し、心臓病専用病室(CCU)を整備する場合は、1床当たり(4床を限度とする。)15㎡を加算し、重症外傷専用病室(重症外傷用集中治療室)を整備する場合は、1床当たり(4床を限度とする。)15㎡を加算する。)	救命救急センターとして必要な次の各部門の新築、増改築に要する工事費又は工事請負費 (1)病棟 (病室、集中治療病室(ICU)、記録室、処置室、診察室、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備 等) (2)診療棟 (検査室、エックス線室、操作室、手術室、回復室、準備室、浴室、診察室、廊下、待合室、便所、暖冷房、附属設備 等) (3)その他 (事務室、機械室、自家発電室 等) (4)脳卒中専用病室(SCU) (5)小児救急専門病床(小児専門集中治療室) (6)心臓病専用病室(CCU) (7)重症外傷専用病室(重症外傷用集中治療室)	10分の6.6	—	—	鉄筋コンクリート	484,000
	ヘリポート1か所当たり 96,836千円	ヘリポート整備に必要な工事費又は工事請負費					
	脳卒中専用病室(SCU)を整備する場合、次に掲げる基準面積に交付要綱別表に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 15㎡×脳卒中専用病床数 (ただし、4床を限度とする)	脳卒中専用病室(SCU)として 必要な次の部門の新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費 病棟(脳卒中専用病室、廊下、便所、暖冷房、附属設備 等)					
	小児救急専門病床(小児専門集中治療室)を整備する場合、次に掲げる基準面積に交付要綱別表に定める単価を乗じた額の合計額とする。 基準面積 15㎡×小児救急専門病床数(ただし、6床を限度とする)	小児救急専門病床(小児専門集中治療室)として必要な新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費 病棟(小児専門集中治療室、廊下、便所、暖冷房、附属設備 等)					
救命救急センター施設整備事業	心臓病専用病室(CCU)を整備する場合、次に掲げる基準面積に交付要綱別表に定める単価を乗じた額の合計額とする。 基準面積 15㎡×心臓病専用病床数 (ただし、4床を限度とする)	心臓病専用病室(CCU)として 必要な新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費 病棟(心臓病専用病室、廊下、便所、暖冷房、附属設備 等)	10分の6.6	—	—	鉄筋コンクリート	484,000
	重症外傷専用病室(重症外傷用集中治療室)を整備する場合、次に掲げる基準面積に交付要綱別表に定める単価を乗じた額の合計額とする。 基準面積 15㎡×重症外傷専用病床数 (ただし、4床を限度とする)	重症外傷専用病室(重症外傷用集中治療室)として必要な新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費 病棟(重症外傷用集中治療室、廊下、便所、暖冷房、附属設備 等)					
	補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300㎡×84,100円	救命救急センターとして必要な新築、増改築に伴う補強及び既存建物に対する補強に要する工事費又は工事請負費					

【施設整備】補助率単価等一覧

事業名	基準額	対象経費	県補助率	補助金 下限額	平米単価		
					種目	構造	単価(円)
小児医療施設 施設整備事業	次に掲げる基準面積に交付要綱別表に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 800㎡	小児医療施設として必要な次の各部門の新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費 (1)診療棟 (診察室、検査室、エックス線室手術室等) (2)小児専用病棟 (病室、未熟児室、新生児室、記録室、患者食堂、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所等)	10分の6.6	-	病棟	鉄筋コンクリート	484,000
						ブロック	214,000
小児医療施設 施設整備事業	次に掲げる基準面積に交付要綱別表に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 800㎡	小児医療施設として必要な次の各部門の新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費 (1)診療棟 (診察室、検査室、エックス線室手術室等) (2)小児専用病棟 (病室、未熟児室、新生児室、記録室、患者食堂、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所等)	10分の6.6	-	診療棟	鉄筋コンクリート	484,000
						ブロック	214,000
周産期医療施設 施設整備事業	次に掲げる基準面積に交付要綱別表に定める単価を乗じた額とする。 (1)MFICU 整備 基準面積 300㎡ (2)産科区域整備 病棟等の感染対策に係る整備 対象面積1㎡当たり 基準単価 239,300円	母体・胎児集中治療管理室として必要な各部門の新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費 周産期専用病棟(母体・胎児集中治療管理室を含む。) (病室、記録室、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所等) 産科区域整備に必要な各部門の病棟入り口の扉の設置、病棟のゾーニングを行うための改修等に要する工事費又は工事請負費	10分の6.6	-	病棟	鉄筋コンクリート	484,000
						ブロック	214,000
医療施設近代化 施設整備事業	次に掲げる基準面積に交付要綱別表に定める単価を乗じた額とする。 (1)及び(2)に掲げる基準面積(=(1)+(2))に交付要綱別表に定める単価を乗じた額と、(3)により算出された額の合計額とする。 (1)病棟整備 ア 1床ごとの病室面積を6.4㎡以上かつ1床当たりの病棟面積を18㎡以上確保する場合 25㎡×整備後の整備区域の病床数 イ 1床ごとの病室面積を5.8㎡以上かつ1床当たりの病棟面積を16㎡以上確保する場合 22㎡×整備後の整備区域の病床数 (2)平成5年12月15日健政発第786号厚生省健康政策局長通知の別紙「医療施設近代化施設整備事業実施要綱」の3の(1)の加算条件のうち、⑩に該当する場合 ア 整備区域の病床数を20%以上削減する場合 25㎡×整備後の整備区域の病床数 イ 整備区域の病床数を20%未満削減する場合 15㎡×整備後の整備区域の病床数 (3)平成5年12月15日健政発第786号厚生省健康政策局長通知の別紙「医療施設近代化施設整備事業実施要綱」の3の(1)の加算条件のうち、⑪に該当する場合 電子カルテシステムを整備する場合 1床当たり605千円×整備後の整備区域の病床数 ただし、精神病棟の整備事業において、整備杭にの整備後の病床数は1病院150床(公的団体及び持分のない法人は300床)を限度とする。	医療施設の患者の療養環境、医療従事者の職場環境、衛生環境の改善及び患者サービスの向上等につながる次の部門の新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費 1. 病院(改修により療養病床を整備する病院は除く) (1)病棟 (病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、談話室、機能訓練室、浴室、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備等) (2)次に掲げる整備のうち知事が認める部門 ア. 患者療養環境改善整備 イ. 医療従事者職場環境改善整備 ウ. 衛生環境改善整備 エ. 業務の高度情報処理化及び快適環境の整備 オ. 乳幼児を抱える母親の通院等のための環境整備 (3)電子カルテシステムの整備	10分の3.3	-	病院	鉄筋コンクリート	484,000
						ブロック	214,000
医療施設近代化 施設整備事業	2. 結核病棟改修等整備事業 (1)及び(2)に掲げる基準面積(=(1)+(2))に交付要綱別表に定める単価を乗じた額とする。 (1) 病棟整備 ア 1床ごとの病室面積を6.4㎡以上かつ1床当たりの病棟面積を18㎡以上確保する場合 25㎡×整備後の整備区域の病床数 イ 1床ごとの病室面積を5.8㎡以上かつ1床当たりの病棟面積を16㎡以上確保する場合 22㎡×整備後の整備区域の病床数 (2) 陰圧化等空調整備を併せて行う場合 15㎡×整備後の整備区域の病床数	2 結核病棟改修等整備事業 (病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、談話室、浴室、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備等)	10分の3.3	-	診療所	鉄筋コンクリート	484,000
						ブロック	214,000
						木造	355,000

【施設整備】補助率単価等一覧

事業名	基準額	対象経費	県補助率	補助金 下限額	平米単価					
					種目	構造	単価(円)			
	<p>3. 診療所 (1) 承継に伴う診療所 次に掲げる基準面積に交付要綱別表に定める単価を乗じた額とする。 ア 無床の場合 160㎡ イ 有床の場合 ア) 5床以下の場合 240㎡ イ) 6床以上の場合 760㎡</p> <p>(2) 改修等により療養病床を整備する診療所 1床当たり 8,257千円×整備後の療養病床の病床数</p>	<p>3. 診療所 (1) 承継に伴う診療所 (診察室、処置室、薬剤室、エックス線室、暗室、待合室、看護師詰め所、玄関、廊下、便所、暖冷房、附属設備、救急患者搬入口、スロープ、療養指導室等)</p> <p>(2) 改修等により療養病床を整備する診療所 (病室、診療室、処置室、記録室、患者食堂、談話室、機能訓練室、浴室、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備 等(外来部門を除く))</p>								
医療施設近代化 施設整備事業	<p>4. 療養病床環境改善事業 (1)及び(2)に掲げる基準面積に交付要綱別表に定める単価を乗じた額と、(3)により算出された額との合計額とする。 (1) 機能訓練室 1施設当たり 40㎡ (2) 患者食堂 療養病床1床当たり 1㎡ (3) 浴室 浴室1か所当たり 24,138千円 ただし、特に厚生労働大臣が必要と認める場合は、48,283千円とする。</p>	<p>4. 療養病床環境改善事業 (機能訓練室、患者食堂、浴室、附属設備等)</p>	10分の3.3	-	病院	鉄筋コンクリート	484,000			
	<p>5. 介護老人保健施設及び診療所 病院又は有床診療所の病床を廃止(この場合、診療所の併設が必要)又は削減し、当該患者を介護老人保健施設から在宅に至るまでの診療計画に基づき入所させるための介護老人保健施設及び診療所を整備する場合 (1) 介護老人保健施設 整備する介護老人保健施設の入所定員数(削減した病院又は有床診療所の病床数を上限とする。)×1床当たり単価 (1床当たり単価) 新築 8,528千円 改築 10,233千円 改修 4,264千円</p> <p>(2) 病院又は有床診療所を廃止し、介護老人保健施設に併設する診療所を整備する場合 次に掲げる基準面積に交付要綱別表に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 160㎡</p>	<p>5. 介護老人保健施設及び診療所 (1) 介護老人保健施設 整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(第4の「補助対象外費用」にかかわらず、工事施工のため直接必要な事務に要する費用(旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等)をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)) ただし、別の補助金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p> <p>(2) 診療所 (診察室、処置室、薬剤室、エックス線室、暗室、待合室、看護師詰め所、玄関、廊下、便所、暖冷房、附属設備、救急患者搬入口、スロープ、療養指導室 等)</p>				診療所	鉄筋コンクリート	484,000		
基幹災害拠点病 院施設整備事業	<p>(1) ア 補強が必要と認められるもの (イを除く工法によるもの) 基準面積 2,300㎡×84,100円 イ 上記補強を免震化工法により実施する場合 基準面積 2,300㎡×92,510円</p> <p>(2) ア 耐震構造指標であるIs値が0.4未満の建物を有する 病院(イを除く工法によるもの) 基準面積 2,300㎡×399,800円 イ 上記補強を免震化工法により実施する場合 基準面積 2,300㎡×439,780円</p>	<p>基幹災害拠点病院として必要な新築、増改築に伴う補強及び既存建物に対する補強に要する工事費又は工事請負費</p>	10分の 6.6 (ただし、 補強が必要と認め られるもの及び受 水槽、給 水設備に ついては 10分の 8.3)	-	-	-	-			
	<p>備蓄倉庫1か所当たり 198,937千円</p>	<p>備蓄倉庫整備に必要な工事費又は工事請負費</p>						-	-	-
	<p>非常用自家発電装置1か所当たり 182,276千円</p>	<p>非常用自家発電装置整備に必要な工事費又は工事請負費</p>						-	-	-
	<p>受水槽1か所当たり 167,974千円</p>	<p>受水槽整備に必要な工事費又は工事請負費</p>						-	-	-
	<p>研修部門1か所当たり 153,031千円</p>	<p>研修部門整備に必要な工事費又は工事請負費</p>						-	-	-
	<p>ヘリポート1か所当たり 179,410千円</p>	<p>ヘリポート整備に必要な工事費又は工事請負費</p>						-	-	-
	<p>給水設備1か所当たり 78,989千円</p>	<p>給水設備整備(地下水利用のための設備整備、受水槽増設又は補強等)に必要な工事費又は工事請負費</p>						-	-	-
	<p>燃料タンク1か所当たり 36,246千円</p>	<p>非常用自家発電装置の燃料タンク増設又は補強等に必要な工事費又は工事請負費</p>						-	-	-

【施設整備】補助率単価等一覧

事業名	基準額	対象経費	県補助率	補助金 下限額	平米単価		
					種目	構造	単価(円)
地域災害拠点病院施設整備事業	(1) ア 補強が必要と認められるもの (イを除く工法によるもの) 基準面積 2,300㎡×84,100円 イ 上記補強を免震化工法により実施する場合 基準面積 2,300㎡×92,510円 (2) ア 耐震構造指標であるIs値が0.4未満の建物を有する 病院(イを除く工法によるもの) 基準面積 2,300㎡×399,800円 イ 上記補強を免震化工法により実施する場合 基準面積 2,300㎡×439,780円	地域災害拠点病院として必要な新築、増改築に伴う補強及び既存建物に対する補強に要する工事費又は工事請負費	10分の6.6 (ただし、補強が必要と認められるもの及び受水槽、給水設備については10分の8.3)	-	-	-	-
	備蓄倉庫1か所当たり 56,113千円	備蓄倉庫整備に必要な工事費又は工事請負費	-	-	-	-	
	非常用自家発電装置1か所当たり 182,276千円	非常用自家発電装置整備に必要な工事費又は工事請負費	-	-	-	-	
	受水槽1か所当たり 167,974千円	受水槽整備に必要な工事費又は工事請負費	-	-	-	-	
	ヘリポート1か所当たり 96,836千円	ヘリポート整備に必要な工事費又は工事請負費	-	-	-	-	
	給水設備1か所当たり 78,989千円	給水設備整備(地下水利用のための設備整備、受水槽増設又は補強等)に必要な工事費又は工事請負費	-	-	-	-	
	燃料タンク1か所当たり 36,426千円	非常用自家発電装置の燃料タンク増設又は補強等に必要な工事費又は工事請負費	-	-	-	-	
災害拠点精神科病院施設整備事業	(1) ア 補強が必要と認められるもの (イを除く工法によるもの) 基準面積 2,300㎡×84,100円 イ 上記補強を免震化工法により実施する場合 基準面積 2,300㎡×92,510円 (2) ア 耐震構造指標であるIs値が0.4未満の建物を有する 病院(イを除く工法によるもの) 基準面積 2,300㎡×399,800円 イ 上記補強を免震化工法により実施する場合 基準面積 2,300㎡×439,780円	地域災害拠点病院として必要な新築、増改築に伴う補強及び既存建物に対する補強に要する工事費又は工事請負費	10分の6.6 (ただし、補強が必要と認められるもの及び受水槽、給水設備については10分の8.3)	-	-	-	
	非常用自家発電装置1か所当たり 182,276千円	非常用自家発電装置整備に必要な工事費又は工事請負費	-	-	-	-	
	受水槽1か所当たり 167,974千円	受水槽整備に必要な工事費又は工事請負費	-	-	-	-	
	給水設備1か所当たり 78,989千円	給水設備整備(地下水利用のための設備整備、受水槽増設又は補強等)に必要な工事費又は工事請負費	-	-	-	-	
	燃料タンク1か所当たり 36,426千円	非常用自家発電装置の燃料タンク増設又は補強等に必要な工事費又は工事請負費	-	-	-	-	
特殊病室施設整備事業	1室当たり79,531千円	特殊病室(無菌室)整備に必要な工事費又は工事請負費	10分の6.6	-	-	-	
治験施設施設整備事業	次に掲げる基準面積に交付要綱別表に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 (1) 治験専門外来 100㎡ (2) 治験管理部門(事務部門、相談部門、その他) 75㎡	治験施設として必要な各部門の新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費 (1) 治験専門外来 (外来診察室、処置室、検査室 等) (2) 治験管理部門 事務部門 (治験事務室、治験審査委員会事務室) 相談部門 (治験依頼者相談室、被験者相談室) その他 (諸記録保管室、治験薬保管・管理室、調剤室 等)	10分の3.3	治験専門外来	鉄筋コンクリート ブロック	295,100 258,000	
				治験管理部門	鉄筋コンクリート ブロック	243,300 212,500	
医療施設土砂災害防止施設整備事業	補強又は防護壁の設置等が必要と認められるもの 1か所当たり 66,400千円	(1) 耐震化を必要とする医療機関として必要な新築、増改築に伴う補強及び既存建物に対する補強に要する工事費又は工事請負費 (2) 土砂災害危険か所に所在する医療機関として必要な新築、増改築に伴う補強及び既存建物に対する補強及び防護壁の設置等に要する工事費又は工事請負費	10分の3.3	-	-	-	

【施設整備】補助率単価等一覧

事業名	基準額	対象経費	県補助率	補助金 下限額	平米単価			
					種目	構造	単価(円)	
医療施設等耐震 整備事業	病院の場合 1. (1)補強が必要と認められるもの (2)を除く工法によるもの 基準面積 2,300㎡×84,100円 (2)上記補強を免震化工法により実施する場合 基準面積 2,300㎡×92,510円 2. (1)耐震構造指標であるIs値が0.4未満の建物を有 する第二次救急医療施設等(3)を除く工法による もの) (2)耐震構造指標であるIs値が0.3未満の建物を有 する病院(第二次救急医療施設等は除く) (3)を除く工法によるもの) 基準面積 2,300㎡×399,800円 (3)上記補強を免震化工法により実施する場合 基準面積 2,300㎡×439,780円	医療施設等耐震整備として必要な新築、増改築に 伴う補強及び既存建物に対する補強に要する工事 費又は工事請負費	2分の1	-	-	-	-	
	看護師等養成所の場合 1. (1)補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300㎡×64,200円 (2)上記補強を免震化工法により実施する場合 基準面積 2,300㎡×70,620円 2. 耐震構造指標であるIs値が0.3未満のもの 基準面積 2,300㎡×305,500円	医療施設等耐震整備として必要な新築、増改築に 伴う補強及び既存建物に対する補強に要する工事 費又は工事請負費						
	平成7年に施行された地震防災対策特別措置法(平 成7年法律第1111号第2条に基づいて、都道府県知 事が作成した5箇年計画に定められた地震防災上記 急に整備すべき医療施設の場合 1 補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300㎡×84,100円 2 上記補強を免震化工法により実施する場合 基準面積 2,300㎡×92,510円	耐震化を必要とする医療機関として必要な新築、 増改築に伴う補強及び既存建物に対する補強に要 する工事費又は工事請負費						
アスベスト除去 等整備事業	1㎡当たり56,600円×アスベスト等の除去等を行う壁 等の延面積	アスベスト等の除去等に要する工事費又は工事請 負費	10分の6.6	-	-	-	-	
地球温暖化施設 整備事業	1か所当たり 109,430千円	地球温暖化対策に資する整備に必要な工事費又は 工事請負費	10分の3.3	-	-	-	-	
へき地診療所施 設整備事業	次に掲げる基準面積に交付要綱別表に定める単価 を乗じた額の合計額とする。 基準面積 (1)診療部門 ア 無床の場合 160㎡ イ 有床の場合 (7)5床以下 240㎡ (4)6床以上 760㎡ (2)医師住宅 80㎡ (3)看護師住宅 80㎡	へき地診療所として必要な次の各部門の新築、買 収、増改築(老朽度が著しいため、診療行為に支障 を来しているものに限る)及び改修(既存のへき地 診療所の改修は除く)に要する工事費又は工事請 負費 (1)診療所 (診察室、処置室、薬剤室、エックス線室、暗室、 待合室、看護師居室、玄関、廊下等) (2)医師住宅 (3)看護師住宅	2分の1	1か所 につき 1,000 千円	-	鉄筋コンクリート	484,000	
	ブロック	214,000						
	ヘリポート1か所当たり 96,836千円	ヘリポート整備に必要な工事費又は工事請負費		-	-	-	-	
過疎地域等特定 診療所施設整備 事業	次に掲げる基準面積に交付要綱別表に定める単価 を乗じた額の合計額とする。 基準面積 (1)診療部門 160㎡ (2)医師又は歯科医師住宅 80㎡ (3)看護師住宅 80㎡	過疎地域等特定診療所として必要な次の各部門 の新築、増改築及び改修(既存の過疎地域等特定 診療所の改修は除く)に要する工事費又は工事請 負費 (1)診療所(診察室、処置室、薬剤室、エックス線 室、待合室、看護師居室、暗室、玄関、廊下等) (2)医師又は歯科医師住宅 (3)看護師住宅	4分の3	1か所 につき 3,750 千円 (ただし、改 修の場合につ いては、 1,500 千円)	-	鉄筋コンクリート	484,000	
						ブロック	214,000	
						木造	355,000	
へき地医療拠点 病院施設整備事 業	次に掲げる基準面積に交付要綱別表に定める単価 を乗じた額とする。 基準面積 (1)診療部門 1,000㎡ (2)医師住宅 1戸当たり 80㎡ (ただし、2戸を限度とする。)	へき地医療拠点病院として必要な次の各部門の 新築、増改築に要する工事費又は工事請負費 (1)検査、放射線、手術部門 (検査室、照射室、操作室、手術室、回復室、準 備室、浴室、廊下、便所、附属設備等) (2)病棟 (病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、寝 具倉庫、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設 備等) (3)医師住宅	10分の10	1か所 につき 5,000 千円	-	病棟	鉄筋コンクリート	484,000
							ブロック	214,000
						診療棟	鉄筋コンクリート	484,000
							ブロック	214,000
						鉄筋コンクリート	484,000	
						医師住宅	214,000	
						木造	355,000	
分娩取扱施設	次に掲げる基準面積に交付要綱別表に定める単価 を乗じた額とする。 基準面積	分娩取扱施設として必要な次の各部門の新築、増 築、改築及び改修に要する工事費又は工事請負費	2分の1	1か所 につき	-	分娩室	鉄筋コンクリート	484,000
						病室 入所室 等	ブロック	214,000
						木造	355,000	

【施設整備】補助率単価等一覧

事業名	基準額	対象経費	県補助率	補助金 下限額	平米単価		
					種目	構造	単価(円)
設整備事業	(1)分病室、病室、入所室等 194㎡ (2)宿泊施設 室数×40㎡(ただし2室を限度とする。)	(1)分病室、病室、入所室等 (2)宿泊施設	2分の1	1,000 千円	宿泊 施設	鉄筋コンクリート	484,000
						ブロック	214,000
						木造	355,000
解剖・死亡時画像診断等施設整備事業	1施設当たり (1)死亡時画像診断室整備の場合 69,984千円 (2)解剖室等整備の場合 173,694千円	死因究明のための解剖や死亡時画像診断、薬毒物検査の実施に必要な施設の新築、増築、改築及び改修に要する工事費又は工事請負費	2分の1	-	-	-	-
有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業	当該施設の対象面積に次に掲げる基準単価を乗じた額とし、消火ポンプユニットを整備する場合は(1)、(2)に限り1施設当たり2,460千円を加算する。 (1) 通常型スプリンクラー 対象面積1㎡ 当たり 基準単価24千円 (2) 水道連結型スプリンクラー 対象面積1㎡ 当たり 基準単価 23千円 (3) パッケージ型自動消火装置 対象面積1㎡ 当たり 基準単価 28千円 (4) 消防法施行令(昭和36年政令第37号)第32条適用設備 対象面積1㎡ 当たり 基準単価 27千円	スプリンクラー(パッケージ型自動消火設備を含む)整備のために必要な工事費又は工事請負費	2分の1	-	-	-	-
	自動火災報知設備を新設する場合 1施設当たり 1,279千円	自動火災報知設備整備のために必要な工事費又は工事請負費	定額	-	-	-	-
医療施設ブロック塀改修等施設	対象の長さ1m当たり 基準単価 97千円 (ただし30mを上限とする。)	ブロック塀の改修等に必要な工事費又は工事請負費	3分の1	-	-	-	-
がん診療施設施設整備事業	次に掲げる基準面積に交付要綱別表に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 1,300㎡	がん診療施設として必要な次の各部門の新築、増改築に要する工事費 又は工事請負費 (1) 診療棟 (診察室、検査室、エックス線室、手術室、がん治療室等) (2) がん専用病棟 (病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所等)	10分の3.3	-	病棟	鉄筋コンクリート	214,600
						ブロック	187,100
がん診療施設施設整備事業	次に掲げる基準面積に交付要綱別表に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 1,300㎡	がん診療施設として必要な次の各部門の新築、増改築に要する工事費 又は工事請負費 (1) 診療棟 (診察室、検査室、エックス線室、手術室、がん治療室等) (2) がん専用病棟 (病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所等)	10分の3.3	-	診療棟	鉄筋コンクリート	239,600
						ブロック	209,400
医学的リハビリテーション施設施設整備事業	次に掲げる基準面積に交付要綱別表に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 450㎡	医学的リハビリテーション施設として必要な次の各部門の新築、増改築に要する工事費 又は工事請負費 機能訓練棟、診療棟(機能訓練室、水治療室、電気マッサージ室、診療室、休養室、待合室、倉庫、便所等)	10分の3.3	-	病棟	鉄筋コンクリート	181,600
						ブロック	158,300
医学的リハビリテーション施設施設整備事業	次に掲げる基準面積に交付要綱別表に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 450㎡	医学的リハビリテーション施設として必要な次の各部門の新築、増改築に要する工事費 又は工事請負費 機能訓練棟、診療棟(機能訓練室、水治療室、電気マッサージ室、診療室、休養室、待合室、倉庫、便所等)	10分の3.3	-	診療棟	鉄筋コンクリート	203,000
						ブロック	177,400
回復期リハビリテーション施設施設整備事業	施設整備 1 改修 1床あたり3,214千円 2 新築又は増改築 1床あたり4,378千円	回復期リハビリテーション病棟又は地域包括ケア病棟として必要な病棟の新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費	2分の1	-	-	-	-